

令和5年度 四日市市会計年度任用職員（フルタイム）

意思疎通支援者 採用試験要項

1 募集職種及び採用予定人数

(1) 募集職種 — 四日市市会計年度任用職員（フルタイム）意思疎通支援者

※採用後の主な業務内容

- ・要約筆記業務ならびに聴覚障害者に関する相談業務等（庁外業務のための移動は、公用車の運転が必要となります。）
- ・意思疎通支援全般の派遣コーディネーター業務
- ・意思疎通支援全般の企画立案業務及び養成講座運営業務等
- ・パソコンを用いた文書作成、データ入力等（Word、Excel等による）の事務

(2) 採用予定人数 — 1名

2 採用予定日 令和5年7月1日

3 受験資格 次の要件をすべて満たす方が受験できます。

- (1) 昭和38年7月2日以降生まれの方
- (2) 全国統一要約筆記者認定試験合格資格を有する方
- (3) 普通自動車運転免許証を有する方
- (4) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方
- (5) 外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有する方

4 試験日及び試験会場

試験日	令和5年5月21日（日） 午前9時から
会場	四日市市総合会館 3階 軽作業室

(注) 受験人数等の都合により変更することがあります。

5 試験内容

※ 鉛筆（B又はHB）数本と消しゴム等の筆記用具を持参すること。

試験科目	試験時間	内 容
教養試験	50分	国語（日本語）能力、数的処理能力についての筆記試験を行います。
適性検査	50分	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレペリン検査を行います。
面接試験	概ね15分	人物及び職務に対する適応性等について総合評価を行います。

6 合格発表 — 令和5年6月上旬頃 郵便にて本人に通知

※合格者には、所定の期間内に健康診断を受診していただきます。

7 受験手続

(1) 提出書類（下記①～⑥）

①受験申込書 1部〔市規定用紙。3箇月以内に撮影の上半身・脱帽の写真（30×40mm）を貼り付けること。〕

※ 学歴・職歴欄については、学部学科名等まで記載し、卒業、中退等を明示してください。

②受験票 1部〔市規定用紙。受験申込書と同一の写真を貼り、受験申込書から切り離さないこと。〕

③封筒（長3型） 2通〔受験票、試験結果送付用。2部とも宛名を明記し、84円切手を貼ること。〕

④要約筆記者の資格を有することを証する書面 1部 (コピー)

なお、試験当日、原本を持参すること。

⑤在留資格を証する書類 (住民票等) 1部 (外国籍の人のみ)

※ 個人番号情報は不要です。

⑥運転免許証 1部 (コピー)

※ 受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。また、提出書類については返却しません。

(2) 提出先

四日市市健康福祉部 障害福祉課 管理係

四日市市諏訪町1番5号 (〒510-8601) 四日市市役所本庁舎3階

(3) 受付期間

令和5年3月16日(木)～令和5年5月10日(水) [当日必着]

※ 郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書きし、受付期間内に到着するようにしてください。(郵送の場合でも締切日までの到着分のみ有効とします)

※ 持参いただく場合は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとします。(ただし、祝日を除く。)

8 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には、総合順位と総合得点をお知らせします。

(1) 期間 合格発表日から1か月間

(2) 場所 四日市市健康福祉部障害福祉課

(3) 請求方法 受験者本人が、受験票又は本人確認書類(運転免許証等)を持参の上直接申し出る。

9 受験についての問い合わせ先

四日市市健康福祉部 障害福祉課 管理係 TEL 059-354-8171

—— 参 考 ——

○ 採用後の給与(令和5年4月予定)

◇ 初任給 186,780円(金額は地域手当(10%)を含む)

☆前職歴に応じて初任給へ加算する場合があります。(同職種の前職がある場合に限りです)

☆諸手当として通勤手当、地域手当、期末・勤勉手当(4.4月分)、退職手当などが支給されます。

☆民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。

☆「四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」が改正される場合があります。

○ 勤務時間・休暇

◇ 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分を基本とする。

◇ 休 日 土曜日・日曜日(完全週休2日制)・祝日・年末年始

(※但し、業務の都合により、休日に勤務を命ずる場合があります。)

◇ 休 暇 年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた休暇があります。

○ 任用期間及び再度の任用

◇ 採用の日から同日の属する会計年度の末日を限度とする。(令和6年3月31日)

(勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用あり。ただし、最長令和8年3月31日まで。)

(その後2年間は選考による再度の任用あり。ただし、最長令和10年3月31日まで。)

なお、62歳を超えての選考による再度の任用はありません)

■参考

地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者